

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案	現行
(定義) 第一条 (略) 2 (略) 3 この府令（第十六号に掲げる用語にあつては、第百九十九条第三号、第二百一条第二十四号、第二百二条第十八号、次章第四節の二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 三の二 (略) 三の三 商品関連市場デリバティブ取引 法第二条第八項第一号に規定する商品関連市場デリバティブ取引をいう。 四 十 (略) 十の二 商品 法第二条第二十四項第三号の二に規定する商品をいう。 十の三・十の四 (略) 十一 五十 (略) 4 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 十四 (略)	(定義) 第一条 (略) 2 (略) 3 この府令（第十六号に掲げる用語にあつては、第百九十九条第三号、第二百一条第二十四号、第二百二条第十八号、次章第四節の二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 三の二 (略) (新設) 四 十 (略) (新設) 十の二・十の三 (略) 十一 五十 (略) 4 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 十四 (略)

十五 商品関連業務 金融商品取引業のうち、法第二十八条第一項第一号の二に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

(登録申請書の記載事項)

第七条 法第二十九条の二第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 有価証券関連業を行う場合には、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 第一種金融商品取引業を行う場合には、加入する投資者保護基金(法第七十九条の四十九第四項の規定による定款の定めがあるものを除く。)の名称

三の二 商品関連業務を行う場合には、次に掲げる事項

イ その旨

ロ 商品デリバティブ取引関連業務(法七十九条の二十第一項に規定する商品デリバティブ取引関連業務をいう。以下同じ。)を行う場合には、加入する投資者保護基金(法第七十九条の四十九第二項の規定による定款の定めがあるものを除く。)の名称

四 商品投資関連業務(令第三十七条第二項に規定する商品投資関連業務をいう。以下同じ。)を行う場合には、次に掲げる事項

イ (略)

ロ その行う商品投資関連業務が令第三十七条第一項第二号ロに

(新設)

(登録申請書の記載事項)

第七条 法第二十九条の二第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 有価証券関連業を行う場合には、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 第一種金融商品取引業を行う場合には、加入する投資者保護基金の名称

(新設)

四 商品投資関連業務(令第三十七条第二項に規定する商品投資関連業務をいう。以下同じ。)を行う場合には、次に掲げる事項

イ (略)

ロ その行う商品投資関連業務が令第三十七条第一項第二号ロに

掲げる物品又は農林水産関係商品等（商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（平成四年政令第四十五号）第十一条第二項第一号に規定する農林水産関係商品等をいう。第四十四条第七号ロにおいて同じ。）のみに係るものである場合には、その旨

ハ その行う商品投資関連業務が令第三十七条第一項第二号ハからホまでに掲げる物品又は経済産業関係商品等（商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令第十一条第一項ただし書に規定する経済産業関係商品等をいう。第四十四条第七号ハにおいて同じ。）のみに係るものである場合には、その旨

ニ（略）

五〇十（略）

（業務の内容及び方法）

第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇五（略）

六 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる事項

イ 取り扱う有価証券及び業として行うデリバティブ取引の種類
（商品関連業務を行う場合にあつては、取引の対象とする商品又は商品に係る金融指標を含む。）

ロ〇二（略）

ホ 有価証券等管理業務を行う場合には、法第四十三条の二、第

掲げる物品又は農林水産関係商品等（商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（平成四年政令第四十五号）第十一条第二項第一号に規定する農林水産関係商品等をいう。第四十四条第六号ロにおいて同じ。）のみに係るものである場合には、その旨

ハ その行う商品投資関連業務が令第三十七条第一項第二号ハからホまでに掲げる物品又は経済産業関係商品等（商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令第十一条第一項ただし書に規定する経済産業関係商品等をいう。第四十四条第六号ハにおいて同じ。）のみに係るものである場合には、その旨

ニ（略）

五〇十（略）

（業務の内容及び方法）

第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇五（略）

六 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる事項

イ 取り扱う有価証券及び業として行うデリバティブ取引の種類

ロ〇二（略）

ホ 有価証券等管理業務を行う場合には、法第四十三条の二又は

四十三條の二の二又は第四十三條の三の規定による管理の方法

へ・ト (略)

七・九 (略)

(登録申請書の記載事項)

第四十四條 法第三十三條の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・四 (略)

五 商品関連業務を行う場合には、その旨

六・十一 (略)

(業務の内容及び方法)

第四十五條 法第三十三條の三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・五 (略)

六 法第三十三條の二各号に掲げる行為を業として行う場合には、次に掲げる事項

イ 取り扱う有価証券及び業として行うデリバティブ取引の種類
(商品関連業務を行う場合にあつては、取引の対象とする商品又は商品に係る金融指標を含む。)

ロ・ヘ (略)

七・八 (略)

九 有価証券等管理業務を行う場合には、法第四十三條の二、第四

第四十三條の三の規定による管理の方法

へ・ト (略)

七・九 (略)

(登録申請書の記載事項)

第四十四條 法第三十三條の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・四 (略)

(新設)

五・十一 (略)

(業務の内容及び方法)

第四十五條 法第三十三條の三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・五 (略)

六 法第三十三條の二各号に掲げる行為を業として行う場合には、次に掲げる事項

イ 取り扱う有価証券及び業として行うデリバティブ取引の種類

ロ・ヘ (略)

七・八 (略)

九 有価証券等管理業務を行う場合には、法第四十三條の二又は第

十三条の二の二又は第四十三条の三の規定による管理の方法

十ゝ十二 (略)

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第五十一条 法第三十三条の六第一項の規定により届出を行う登録金融機関は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第九号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一ゝ四 (略)

五 第四十四条第六号に掲げる事項について変更があった場合（新たに金融商品仲介業務の委託を受けることとなった場合に限り。）

～ 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

六 第四十四条第七号ニに掲げる事項について変更があった場合（競走用馬投資関連業務を行うこととなった場合に限り。） 第四

十九条第三号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

七 第四十四条第九号に掲げる事項について変更があった場合（不動産信託受益権等売買等業務を行うこととなった場合に限り。）

第四十九条第四号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

八 第四十四条第十号に掲げる事項について変更があった場合（不

四十三条の三の規定による管理の方法

十ゝ十二 (略)

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第五十一条 法第三十三条の六第一項の規定により届出を行う登録金融機関は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第九号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一ゝ四 (略)

五 第四十四条第五号に掲げる事項について変更があった場合（新たに金融商品仲介業務の委託を受けることとなった場合に限り。）

～ 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

六 第四十四条第六号ニに掲げる事項について変更があった場合（競走用馬投資関連業務を行うこととなった場合に限り。） 第四

十九条第三号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

七 第四十四条第八号に掲げる事項について変更があった場合（不動産信託受益権等売買等業務を行うこととなった場合に限り。）

第四十九条第四号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

八 第四十四条第九号に掲げる事項について変更があった場合（不

不動産関連特定投資運用業を行うこととなった場合に限る。） 不動産関連特定投資運用業を行う場合における業務遂行能力に関する事項を記載した書面

2・3 (略)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第五十七条の三 法第三十四条の第十二項（法第三十四条の第三項（法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の四第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(誇大広告をしてはならない事項)

第七十八条 法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・三 (略)

四 金融商品取引契約に係る金融商品市場又は金融商品市場に類似する市場で外国に所在するもの（商品関連業務を行う場合にあっては、商品市場（商品先物取引法第二条第九項に規定する商品市場をいう。）又は外国商品市場（同条第十二項に規定する外国商品市場をいう。）を含む。第二百七十一条第四号において同じ。）

不動産関連特定投資運用業を行うこととなった場合に限る。） 不動産関連特定投資運用業を行う場合における業務遂行能力に関する事項を記載した書面

2・3 (略)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第五十七条の三 法第三十四条の第十二項（法第三十四条の第三項（法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(誇大広告をしてはならない事項)

第七十八条 法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・三 (略)

四 金融商品取引契約に係る金融商品市場又は金融商品市場に類似する市場で外国に所在するものに関する事項

「」に関する事項

五〇十一 (略)

(その他書面を交付するとき等)

第九十八条 法第三十七条の四第一項に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一・二 (略)

三 有価証券の売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等(有価証券等清算取次ぎを除く。)に係る金融商品取引契約が成立し、又は有価証券、商品(寄託された商品に関して発行された証券又は証券を含む。)若しくは金銭の受渡しを行つた場合にあつては、次に掲げるとき。

イ・ロ (略)

四 (略)

2 (略)

(契約締結時交付書面の共通記載事項)

第九十九条 (略)

2 金融商品取引業者等は、市場デリバティブ取引であつて注文・清算分離行為(金融商品取引所の定めるところに従い、会員等が行つた市場デリバティブ取引の売付け又は買付け(当該市場デリバティブ取引が次の各号に掲げる取引にあつては、当該各号に定めるもの。以下この項において同じ。))を将来に向かって消滅させ、同時に

五〇十一 (略)

(その他書面を交付するとき等)

第九十八条 法第三十七条の四第一項に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一・二 (略)

三 有価証券の売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等(有価証券等清算取次ぎを除く。)に係る金融商品取引契約が成立し、又は有価証券若しくは金銭の受渡しを行つた場合にあつては、次に掲げるとき。

イ・ロ (略)

四 (略)

2 (略)

(契約締結時交付書面の共通記載事項)

第九十九条 (略)

2 金融商品取引業者等は、市場デリバティブ取引であつて注文・清算分離行為(金融商品取引所の定めるところに従い、会員等が行つた市場デリバティブ取引の売付け又は買付け(当該市場デリバティブ取引が次の各号に掲げる取引にあつては、当該各号に定めるもの。以下この項において同じ。))を将来に向かって消滅させ、同時に

、当該消滅した市場デリバティブ取引の売付け又は買付けと同一内容の市場デリバティブ取引の売付け又は買付けが他の会員等の名において新たに発生する行為をいう。以下同じ。）が行われた取引に係る金融商品取引契約が成立した場合には、前項第五号の手数料等として、注文執行会員等（注文・清算分離行為が行われたことにより、市場デリバティブ取引の売付け又は買付けがその名において将来に向かって消滅した会員等をいう。以下同じ。）及び清算執行会員等（注文・清算分離行為が行われたことにより、市場デリバティブ取引の売付け又は買付けがその名において新たに発生した会員等をいう。以下同じ。）が顧客から直接受領する手数料等を記載するものとする。

一〇三 （略）

四 法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引 顧客が相手方と取り決めた商品に係る金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の当事者となるもの

五 （略）

（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面の共通記載事項）

第百条 有価証券（抵当証券等を除く。以下この条及び次条において同じ。）の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る金融商品取引契約が成立したとき、又は第九十八条第一項第一号若しくは

、当該消滅した市場デリバティブ取引の売付け又は買付けと同一内容の市場デリバティブ取引の売付け又は買付けが他の会員等の名において新たに発生する行為をいう。以下同じ。）が行われた取引に係る金融商品取引契約が成立した場合には、前項第五号の手数料等として、注文執行会員等（注文・清算分離行為が行われたことにより、市場デリバティブ取引の売付け又は買付けがその名において将来に向かって消滅した会員等をいう。以下同じ。）及び清算執行会員等（注文・清算分離行為が行われたことにより、市場デリバティブ取引の売付け又は買付けがその名において新たに発生した会員等をいう。以下同じ。）が顧客から直接受領する手数料等を記載するものとする。

一〇三 （略）

（新設）

四 （略）

（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面の共通記載事項）

第百条 有価証券（抵当証券等を除く。以下この条及び次条において同じ。）の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る金融商品取引契約が成立したとき、又は第九十八条第一項第一号若しくは

第二号に掲げるときに作成する契約締結時交付書面には、前条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項（当該有価証券の売買その他の取引が法第二条第八項第七号に掲げる行為若しくは令第一条の十二に規定する買取りに係るものである場合又は第九十八条第一項第一号若しくは第二号に掲げるときにあつては、第一号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

一（略）

二 売付け等（売付けその他の有償の譲渡又は解約若しくは払戻しをいう。第百八条第一項第二号ハにおいて同じ。）又は買付け等（買付けその他の有償の取得をいう。同号ハにおいて同じ。）の別（次のイからニまでに掲げる取引にあつては、それぞれイからニまでに定めるものの別）

イハ（略）

ニ 法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引 顧客が相手方と取り決めた商品に係る金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の当事者となるもの

ホ（略）

三ハ（略）

2・3（略）

（取引残高報告書の記載事項等）

第百八条 取引残高報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない

第二号に掲げるときに作成する契約締結時交付書面には、前条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項（当該有価証券の売買その他の取引が法第二条第八項第七号に掲げる行為若しくは令第一条の十二に規定する買取りに係るものである場合又は第九十八条第一項第一号若しくは第二号に掲げるときにあつては、第一号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

一（略）

二 売付け等（売付けその他の有償の譲渡又は解約若しくは払戻しをいう。第百八条第一項第二号ハにおいて同じ。）又は買付け等（買付けその他の有償の取得をいう。同号ハにおいて同じ。）の別（次のイからニまでに掲げる取引にあつては、それぞれイからニまでに定めるものの別）

イハ（略）

（新設）

ニ（略）

三ハ（略）

2・3（略）

（取引残高報告書の記載事項等）

第百八条 取引残高報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない

らない。

一 (略)

二 第九十八条第一項第三号イの金融商品取引契約又は報告対象期間において成立した金融商品取引契約に係る次に掲げる事項

イ (略)

ロ 有価証券又は商品(寄託された商品に関して発行された証券又は証券を含む。以下この条において同じ。)の受渡しの年月日

ハ 売付け等又は買付け等の別(次の(1)から(5)までに掲げる取引にあつては、それぞれ(1)から(5)までに定めるものの別)

(1) (3) (略)

(4) 法第二十一条第二十一項第四号の二に掲げる取引 顧客が相手方と取り決めた商品に係る金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の当事者となるもの

(5) (略)

ニ (略)

三 (略)

三の二 報告対象期間において行った商品の受渡しの年月日並びに当該商品の種類及び数量

四 (略)

五 報告対象期間の末日における金銭、有価証券及び商品の残高
六 十三 (略)

らない。

一 (略)

二 第九十八条第一項第三号イの金融商品取引契約又は報告対象期間において成立した金融商品取引契約に係る次に掲げる事項

イ (略)

ロ 有価証券の受渡しの年月日

ハ 売付け等又は買付け等の別(次の(1)から(4)までに掲げる取引にあつては、それぞれ(1)から(4)までに定めるものの別)

(1) (3) (略)

(新設)

(4) (略)

ニ (略)

三 (略)

(新設)

四 (略)

五 報告対象期間の末日における金銭及び有価証券の残高
六 十三 (略)

2 (略)	3 第一項の規定にかかわらず、第九十八条第一項第三号イに掲げる とき（同号イの金融商品取引契約に係る有価証券、商品及び金銭の 受渡しを終了している場合に限る。）に作成する取引残高報告書は 、次に掲げる事項を記載するものとする。
一 (略)	二 当該個別の有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引 等に係る有価証券、商品及び金銭の受渡しを終了した後の有価証 券、商品及び金銭の残高（次号に掲げる事項を除く。）
三 当該個別の有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引 等に係る有価証券、商品及び金銭の受渡しを終了した後の当該有 価証券、商品及び金銭の残高	四 (略)
五 当該個別の有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引 等に係る有価証券、商品及び金銭の受渡しを終了している旨	4 (略)
5 第三項の規定にかかわらず、第九十八条第一項第三号イの請求を した顧客に対し、同号ロに掲げるときに取引残高報告書を作成し、 交付する場合には、同号イの金融商品取引契約に係る有価証券、商 品及び金銭の受渡しを終了した時における当該顧客に係る次に掲げ る事項の記載を省略することができる。	一・二 (略)
6 ～ 11 (略)	
2 (略)	3 第一項の規定にかかわらず、第九十八条第一項第三号イに掲げる とき（同号イの金融商品取引契約に係る有価証券及び金銭の受渡し が終了している場合に限る。）に作成する取引残高報告書は、次に 掲げる事項を記載するものとする。
一 (略)	二 当該個別の有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引 等に係る有価証券及び金銭の受渡しを終了した後の有価証券及び 金銭の残高（次号に掲げる事項を除く。）
三 当該個別の有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引 等に係る有価証券及び金銭の受渡しを終了した後の当該有価証券 及び金銭の残高	四 (略)
五 当該個別の有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引 等に係る有価証券及び金銭の受渡しを終了している旨	4 (略)
5 第三項の規定にかかわらず、第九十八条第一項第三号イの請求を した顧客に対し、同号ロに掲げるときに取引残高報告書を作成し、 交付する場合には、同号イの金融商品取引契約に係る有価証券及び 金銭の受渡しを終了した時における当該顧客に係る次に掲げる事項 の記載を省略することができる。	一・二 (略)
6 ～ 11 (略)	

(取引残高報告書の交付を要しない場合)

第百十一条 取引残高報告書に係る法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜四 (略)

五 有価証券、商品(寄託された商品に関して発行された証券又は証券を含む。)又は金銭の受渡しを伴わない有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等(有価証券等清算取次ぎを除く。)を行う場合

六 (略)

(事故)

第百十八条 法第三十九条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 有価証券売買取引等(法第三十九条第一項第一号に規定する有価証券売買取引等をいい、有価証券等清算取次ぎを除く。イにおいて同じ。)につき、金融商品取引業者等の代表者、代理人、使用人その他の従業者(以下「代表者等」という。)が、当該金融商品取引業者等の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたもの

イ (略)

ロ 次に掲げるものについて顧客を誤認させるような勧誘をすること。

(取引残高報告書の交付を要しない場合)

第百十一条 取引残高報告書に係る法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜四 (略)

五 有価証券又は金銭の受渡しを伴わない有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等(有価証券等清算取次ぎを除く。)を行う場合

六 (略)

(事故)

第百十八条 法第三十九条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 有価証券売買取引等(法第三十九条第一項第一号に規定する有価証券売買取引等をいい、有価証券等清算取次ぎを除く。イにおいて同じ。)につき、金融商品取引業者等の代表者、代理人、使用人その他の従業者(以下「代表者等」という。)が、当該金融商品取引業者等の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたもの

イ (略)

ロ 次に掲げるものについて顧客を誤認させるような勧誘をすること。

(1)・(2) (略)

(3) 金融商品の価格若しくはオプションの対価の額の騰貴若しくは下落、法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）若しくは同条第二十二項第二号に掲げる取引の約定数値若しくは現実数値の上昇若しくは低下、同条第二十一項第四号若しくは第四号の二若しくは同条第二十二項第五号に掲げる取引の当該取引に係る金融指標の上昇若しくは低下若しくは金融商品の価格の騰貴若しくは下落又は同条第二十一項第五号若しくは同条第二十二項第六号に掲げる取引の同条第二十一項第五号若しくは口若しくは同条第二十二項第六号イ若しくは口に掲げる事由の発生の有無

ハ～ホ (略)

二 (略)

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一～五 (略)

六 その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るた

(1)・(2) (略)

(3) 金融商品の価格若しくはオプションの対価の額の騰貴若しくは下落、法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）若しくは同条第二十二項第二号に掲げる取引の約定数値若しくは現実数値の上昇若しくは低下、同条第二十一項第四号若しくは同条第二十二項第五号に掲げる取引の当該取引に係る金融指標の上昇若しくは低下若しくは金融商品の価格の騰貴若しくは下落又は同条第二十一項第五号若しくは同条第二十二項第六号に掲げる取引の同条第二十一項第五号イ若しくは口若しくは同条第二十二項第六号イ若しくは口に掲げる事由の発生の有無

ハ～ホ (略)

二 (略)

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一～五 (略)

六 その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るた

めに必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況

七〇十五 (略)

十六 委託を行った金融商品仲介業者の事故(第二百五十八条第三号に規定する事故をいう。)につき損失の補填を行うための適切な措置を講じていないと認められる状況

十七 委託を行った金融商品仲介業者に顧客に対する金銭、有価証券又は商品(寄託された商品に関して発行された証券又は証券を含む。)の受渡しを行わせている状況

十八〇二十九 (略)

二〇六 (略)

(運用報告書の交付)

第三百三十四条 法第四十二条の七第一項の運用報告書(以下この条及び次条において単に「運用報告書」という。)には、次に掲げる事項(第九号から第十一号までに掲げる事項にあつては、運用財産が法第二条第八項第十二号に掲げる行為を投資一任契約に基づき行う業務に係るものである場合に限る。)を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 当該運用報告書の対象期間における運用の状況として次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 取引の内容として次に掲げる事項

(1) (略)

めに必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況

七〇十五 (略)

十六 委託を行った金融商品仲介業者の事故(第二百五十八条第三号に規定する事故をいう。)につき損失の補てんを行うための適切な措置を講じていないと認められる状況

十七 委託を行った金融商品仲介業者に顧客に対する金銭又は有価証券の受渡しを行わせている状況

十八〇二十九 (略)

二〇六 (略)

(運用報告書の交付)

第三百三十四条 法第四十二条の七第一項の運用報告書(以下この条及び次条において単に「運用報告書」という。)には、次に掲げる事項(第九号から第十一号までに掲げる事項にあつては、運用財産が法第二条第八項第十二号に掲げる行為を投資一任契約に基づき行う業務に係るものである場合に限る。)を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 当該運用報告書の対象期間における運用の状況として次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 取引の内容として次に掲げる事項

(1) (略)

(2) デリバティブ取引にあつては、取引ごとにデリバティブ取引の銘柄、約定数量、単価等及び売付け等又は買付け等の別（第百条第一項第二号イからホまでに掲げる取引にあつては、それぞれ同号イからホまでに定めるもの）

四〇十一（略）

二〇五（略）

（顧客分別金信託の要件）

第百四十一条 法第四十三条の二第二項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）について、金融商品取引業者等は、次に掲げる要件（登録金融機関にあつては、第三号及び第十号に掲げるものを除く。）の全てを満たさなければならない。

一・二（略）

三 金融商品取引業者が通知金融商品取引業者（法第七十九条の五十四に規定する通知金融商品取引業者をいう。第十号において同じ。）に該当することとなつた場合には、投資者保護基金（当該金融商品取引業者が所属するものに限り、法第七十九条の四十九第四項の規定による定款の定めがあるものを除く。以下この項において同じ。）が特に認める場合を除き、投資者保護基金を受益者代理人とすること。

四 顧客分別金信託（信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補填の契約のあるものを除く。）の信託財産に属する金銭の運用は、次に掲げる方法に限るものとする。

(2) デリバティブ取引にあつては、取引ごとにデリバティブ取引の銘柄、約定数量、単価等及び売付け等又は買付け等の別（第百条第一項第二号イからニまでに掲げる取引にあつては、それぞれイからニまでに定めるもの）

四〇十一（略）

二〇五（略）

（顧客分別金信託の要件）

第百四十一条 法第四十三条の二第二項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）について、金融商品取引業者等は、次に掲げる要件（登録金融機関にあつては、第三号及び第十号に掲げるものを除く。）のすべてを満たさなければならない。

一・二（略）

三 金融商品取引業者が通知金融商品取引業者（法第七十九条の五十四に規定する通知金融商品取引業者をいう。第十号において同じ。）に該当することとなつた場合には、投資者保護基金（当該金融商品取引業者が所属するものに限り、以下この項において同じ。）が特に認める場合を除き、投資者保護基金を受益者代理人とすること。

四 顧客分別金信託（信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるものを除く。）の信託財産に属する金銭の運用は、次に掲げる方法に限るものとする。

イ・ハ (略)

五 (略)

六 金融商品取引業者等において、個別顧客分別金額（第三百三十八条から第四百四十条までの規定により顧客ごとに算定した当該顧客に返還すべき額をいう。以下この号及び第十二号において同じ。）及び顧客分別金必要額（個別顧客分別金額の合計額をいう。以下この条において同じ。）が、毎日算定されるものであること。

七 週に一日以上設ける基準日（以下この項において「差替計算基準日」という。）における信託財産の元本の評価額が顧客分別金必要額に満たない場合には、当該差替計算基準日の翌日から起算して三営業日以内にその不足額に相当する額の信託財産が追加されるものであること。

八 信託財産である有価証券の評価額は、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める額とすること。

イ 顧客分別金信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補填の契約のあるものである場合 当該金銭信託の元本金額

ロ・ハ (略)

九・十三 (略)

2・6 (略)

(商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務に付随する業務)

イ・ハ (略)

五 (略)

六 金融商品取引業者等において、個別顧客分別金額（第三百三十八条から第四百四十条までの規定により顧客ごとに算定した当該顧客に返還すべき額をいう。以下この号及び第十二号において同じ。）及び顧客分別金必要額（個別顧客分別金額の合計額をいう。以下同じ。）が、毎日算定されるものであること。

七 週に一日以上設ける基準日（以下「差替計算基準日」という。）における信託財産の元本の評価額が顧客分別金必要額に満たない場合には、当該差替計算基準日の翌日から起算して三営業日以内にその不足額に相当する額の信託財産が追加されるものであること。

八 信託財産である有価証券の評価額は、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める額とすること。

イ 顧客分別金信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補填の契約のあるものである場合 当該金銭信託の元本金額

ロ・ハ (略)

九・十三 (略)

2・6 (略)

第四百四十二条の二 法第四十三条の二の二に規定する商品関連市場デ

(新設)

リバティ取引取次ぎ等に係る業務に付随する業務として内閣府令で定めるものは、法第三十五条第一項第九号に掲げる行為に係る業務(商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等(法第四十三条の二の二に規定する商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等をいう。以下同じ。))に係るものに限る。)及びこれに類似する業務とする。

一 (対象商品デリバティブ取引関連取引に係る有価証券等の区分管理)

第四百四十二条の三 金融商品取引業者等は、法第四十三条の二の二

(新設)

規定に基づき財産を管理する場合において、当該財産が有価証券等であるときは、次の各号に掲げる有価証券等の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該有価証券等を自己の固有財産と区分して管理しなければならない。

一 金融商品取引業者等が自己で保管することにより管理する有価証券等(混蔵して保管されるものを除く。次号において同じ。)

法第四十三条の二の二の規定により金融商品取引業者等が自己の固有財産と区分して管理しなければならない有価証券等(以下この条において「顧客有価証券等」という。)の保管場所について自己の固有財産である有価証券等その他の顧客有価証券等以外の有価証券等(以下この項において「固有有価証券等」という。)の保管場所と明確に区分し、かつ、当該顧客有価証券等についてどの顧客の有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管

することにより管理する方法

二 金融商品取引業者等が第三者をして保管させることにより管理する有価証券等 当該第三者において、顧客有価証券等の保管場所について固有有価証券等の保管場所と明確に区分させ、かつ、当該顧客有価証券等についてどの顧客の有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

三 金融商品取引業者等が自己で保管することにより管理する有価証券等（混蔵して保管されるものに限る。次号において同じ。）
顧客有価証券等の保管場所について固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、当該顧客有価証券等に係る各顧客の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

四 金融商品取引業者等が第三者をして保管させることにより管理する有価証券等 当該第三者における自己の顧客のための口座について自己のための口座と区分する方法その他の方法により顧客有価証券等に係る持分が直ちに判別でき、かつ、当該顧客有価証券等に係る各顧客の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法（外国の第三者をして保管させる場合において、当該外国の法令上当該第三者をして顧客有価証券等に係る持分と固有有価証券等に係る持分とを区分して保管させることができないとき、その他当該第三者において顧客有価証券等に係る持分が直ちに判別できる状態で保管させることができないことについて特にやむを得ない事由があると認められ

るときにあつては、当該顧客有価証券等に係る各顧客の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法)

五 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利その他の有価証券等（前各号に掲げるものを除く。） 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 当該有価証券等に係る権利を行使する際に必要となる当該権利を証する書類その他の書類がある場合 当該書類を有価証券等とみなして前各号に掲げる有価証券等の区分に応じて管理する方法

ロ イに掲げる場合以外の場合 第三者をして当該有価証券等に係る権利を顧客有価証券等として明確に管理させ、かつ、その管理の状況が自己の帳簿により直ちに把握できる状態で管理する方法

2 金融商品取引業者等と顧客とが共有しており、前項の定めるところにより管理することができない有価証券等については、同項の規定にかかわらず、顧客有価証券等に係る各顧客の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で管理しなければならない。

3 前二項に規定する有価証券等とは、次に掲げる有価証券その他の金銭以外の財産（次条第一項の規定により管理する有価証券その他の金銭以外の財産を除く。）をいう。

一 法第百十九条の規定により金融商品取引業者等が顧客から預託を受けた有価証券その他の金銭以外の財産（商品関連市場デリバ

タイプ取引に関して預託を受けたものに限る。）

二 対象商品デリバティブ取引関連取引（法第四十三条の二の二に規定する対象商品デリバティブ取引関連取引をいう。次条第一項第二号及び第四百二十二条の五第一項第一号において同じ。）に關し、顧客の計算において金融商品取引業者等が占有する有価証券若しくは商品（寄託された商品に關して発行された証券又は証券を含む。以下この号及び次条において同じ。）又は金融商品取引業者等が顧客から預託を受けた有価証券若しくは商品（前号に掲げる有価証券又は商品及び契約により金融商品取引業者等が消費できる有価証券又は商品を除く。）

（対象商品デリバティブ取引関連取引に係る金銭等の区分管理）

第四百二十二条の四 金融商品取引業者等は、法第四十三条の二の二の規定に基づき財産を管理する場合において、当該財産が次に掲げる金銭、有価証券その他の財産であるときは、当該金融商品取引業者等が金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。以下この項において同じ。）を廃止した場合その他金融商品取引業を行わないこととなつた場合に顧客に返還すべき額に相当する金銭を、自己の固有財産と区分して管理し、当該金融商品取引業者等が金融商品取引業を廃止した場合その他金融商品取引業を行わないこととなつた場合に顧客に返還すべき額に相当する金銭を管理することを目的として、国内において、信託会社又は信託業務を営む金融機関に信託をしなければならぬ。

（新設）

一 法第百十九条の規定により金融商品取引業者等が顧客から預託を受けた金銭（商品関連市場デリバティブ取引に関して預託を受けたものに限る。）

二 対象商品デリバティブ取引関連取引に関し、顧客の計算に属する金銭又は金融商品取引業者等が顧客から預託を受けた金銭（前号に掲げる金銭を除く。）

三 前条第三項各号に掲げる有価証券その他の金銭以外の財産のうち、法第四十三条の四第一項の規定により担保に供された有価証券又は同条第二項の規定により担保に供された商品

2 前項に規定する顧客に返還すべき額は、顧客ごとに算定し、その算定の対象となる同項第一号及び第二号に掲げる金銭の額並びに同項第三号に掲げる有価証券又は商品の時価（その日の公表されている最終の価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格をいう。次条において同じ。）の合計額とする。

3 前項の金銭の額には、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る取引を決済した場合に顧客に生じることになる利益の額を含むものとし、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を控除することができ、きるものとする。

（商品顧客区分管理信託の要件等）

第百四十二条の五 前条第一項に規定する信託（以下「商品顧客区分管理信託」という。）について、金融商品取引業者等は、次に掲げ

（新設）

る要件（登録金融機関にあつては、第三号及び第十号に掲げるものを除く。）の全てを満たさなければならない。

一 商品顧客区分管理信託に係る信託契約（以下この条において「商品顧客区分管理信託契約」という。）は、金融商品取引業者等を委託者とし、信託会社又は信託業務を営む金融機関を受託者とし、かつ、当該金融商品取引業者等の行う対象商品デリバティブ取引関連取引に係る顧客を元本の受益者とする事。

二 商品顧客区分管理信託については、受益者代理人を選任することとし、金融商品取引業者等が複数の商品顧客区分管理信託契約を締結する場合にあつては、これらの商品顧客区分管理信託契約に係る受益者代理人を同一の者とする事。

三 金融商品取引業者が通知金融商品取引業者（法第七十九条の五十四に規定する通知金融商品取引業者をいう。第十号において同じ。）に該当することとなつた場合には、投資者保護基金（当該金融商品取引業者が所属するものに限り、法第七十九条の四十九第二項の規定による定款の定めがあるものを除く。以下この項において同じ。）が特に認める場合を除き、投資者保護基金を受益者代理人とすること。

四 商品顧客区分管理信託（信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補填の契約のあるものを除く。）の信託財産に属する金銭の運用の方法が第四百十一条第一項第四号イからハまでに掲げる方法によるものである事。

五 商品顧客区分管理信託が有価証券の信託又は金銭及び有価証券

の信託である場合にあっては、信託される有価証券は、国債その他の金融庁長官が指定する有価証券に限るものとし、当該商品顧客区分管理信託の信託財産である有価証券につき貸付けによる運用を行わないものであること。

六 金融商品取引業者等において、個別商品顧客区分管理金額（前条第二項の規定により顧客ごとに算定した当該顧客に返還すべき額をいう。以下この号及び第十二号において同じ。）及び商品顧客区分管理必要額（個別商品顧客区分管理金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）が、毎日算定されるものであること。

七 週に一日以上設ける基準日（以下この項において「差替計算基準日」という。）における信託財産の元本の評価額が商品顧客区分管理必要額に満たない場合には、当該差替計算基準日の翌日から起算して三営業日以内にその不足額に相当する額の信託財産が追加されるものであること。

八 信託財産である有価証券の評価額は、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める額とすること。

イ 商品顧客区分管理信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補填の契約のあるものである場合 当該金銭信託の元本金額

ロ 商品顧客区分管理信託が有価証券の信託又は金銭及び有価証券の信託である場合 差替計算基準日の時価に金融庁長官が商品顧客区分管理信託の元本の受益者である顧客の保護を確保す

ることを考慮して定める率を乗じて得た額を超えない額

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 差替計算基準日の時価

九 商品顧客区分管理信託契約の解約又は一部の解約を行うことができる場合は、次に掲げる場合とすること。

イ 差替計算基準日の信託財産の元本の評価額が商品顧客区分管理必要額を超過する場合に、その超過額に相当する金額の範囲内で商品顧客区分管理信託契約の解約又は一部の解約を行うおととする場合

ロ 他の商品顧客区分管理信託契約に変更するために商品顧客区分管理信託契約の解約又は一部の解約を行うおとする場合

十 金融商品取引業者が通知金融商品取引業者に該当することとなった場合には、投資者保護基金が特に認める場合を除き、当該金融商品取引業者は、受託者に対して信託財産の運用の指図を行わないこと。

十一 商品顧客区分管理信託契約に係る元本の受益権の行使は、受益者代理人（委託者が金融商品取引業者である場合にあつては、受益者代理人である投資者保護基金に限る。以下この号及び第四項において同じ。）が必要と判断した場合に、当該受益者代理人が全ての顧客について一括して行使するものであること。

十二 元本の受益者である顧客ごとの元本の受益権に相当する価額は、元本の受益権の行使時における商品顧客区分管理信託の元本換価額に当該受益権の行使の日における商品顧客区分管理必要額に対する当該顧客に係る個別商品顧客区分管理金額の割合を乗じ

て得た額（当該額が当該個別商品顧客区分管理金額を超える場合には、当該個別商品顧客区分管理金額）とすること。

十三 元本換価額のうち顧客ごとの元本の受益権に相当する価額の合計額を超える部分については、委託者である金融商品取引業者等に帰属するものとする。

2 前項第九号の規定により行う商品顧客区分管理信託契約の解約又は一部の解約に係る信託財産は、委託者である金融商品取引業者等に帰属させることができる。

3 第一項第十一号の場合において、同号の商品顧客区分管理信託契約は、その目的を達成したものととして終了することができる。

4 第一項第十二号及び第十三号の「元本換価額」とは、商品顧客区分管理信託契約の元本である信託財産を換価して得られる額又はこれに準ずるものとして受益者代理人が合理的な方法により算定した額をいう。

（金銭の区分管理）

第四百四十三条 金融商品取引業者等は、法第四十三条の三第一項の規定に基づき金銭その他の保証金を管理する場合において、当該保証金が金銭であるときは、次の各号に掲げるデリバティブ取引等（有価証券関連デリバティブ取引等又は商品関連市場デリバティブ取引若しくは商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に該当するものを除く。）の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該金銭を自己の固有財産と区分して管理しなければならない。

（金銭の区分管理）

第四百四十三条 金融商品取引業者等は、法第四十三条の三第一項の規定に基づき金銭その他の保証金を管理する場合において、当該保証金が金銭であるときは、次の各号に掲げるデリバティブ取引等（有価証券関連デリバティブ取引等に該当するものを除く。）の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該金銭を自己の固有財産と区分して管理しなければならない。

一 (略)

二 前号に掲げるデリバティブ取引等以外のもの 次に掲げる方法

イ (略)

ロ 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補填のあるもの又は信託会社若しくは信託業務を営む金融機関への金銭信託で信託財産が安全に運用されるもの(当該保証金であることがその名義により明らかなものに限る。)

ハ・ニ (略)

2・3 (略)

(金銭及び金融商品の価額に相当する財産の管理)

第百四十五条 金融商品取引業者等は、法第四十三条の三第二項に規定する財産については、第百四十三条及び前条に規定するものを除くほか、当該財産の価額が次に掲げるものの額の合計額を超えないように管理しなければならない。

一 金融商品取引業者等が所有する金銭及び有価証券等(デリバティブ取引等(有価証券関連デリバティブ取引等又は商品関連市場デリバティブ取引若しくは商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等)に該当するものを除く。以下この項において同じ。)に係るものとして他のものと区分して管理されているものに限る。)

二・三 (略)

四 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補填の契約のあるもの又は信託会社若しくは信託業務を営む金融機関への金銭信託

一 (略)

二 前号に掲げるデリバティブ取引等以外のもの 次に掲げる方法

イ (略)

ロ 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんのあるもの又は信託会社若しくは信託業務を営む金融機関への金銭信託で信託財産が安全に運用されるもの(当該保証金であることがその名義により明らかなものに限る。)

ハ・ニ (略)

2・3 (略)

(金銭及び金融商品の価額に相当する財産の管理)

第百四十五条 金融商品取引業者等は、法第四十三条の三第二項に規定する財産については、第百四十三条及び前条に規定するものを除くほか、当該財産の価額が次に掲げるものの額の合計額を超えないように管理しなければならない。

一 金融商品取引業者等が所有する金銭及び有価証券等(デリバティブ取引等(有価証券関連デリバティブ取引等に該当するものを除く。以下この項において同じ。)に係るものとして他のものと区分して管理されているものに限る。)

二・三 (略)

四 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの又は信託会社若しくは信託業務を営む金融機関への金銭信託

で信託契約により顧客の資産が保全されるもの（デリバティブ取引等に係るものとして他のものと区分して管理されているものに限る、第百四十三条の規定により管理されているものを除く。）

2
(略)

（顧客の有価証券を担保に供する場合等における書面による同意）
第百四十六条（略）

2 前項の規定にかかわらず、金融商品取引業者は、第百四十条第一項に規定する場合において、同項各号に掲げる要件の全てを満たすときは、あらかじめ、顧客から法第四十三条の四第一項の規定による書面による同意（次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。）を包括的に得ることができる。

一～四（略）

3
(略)

4 第一項及び前項（第一号を除く。）の規定は、法第四十三条の四第二項に規定する場合について準用する。この場合において、前項中「有価証券を」とあるのは「商品（寄託された商品に関して発行された証券又は証券を含む。）を」と、「有価証券の種類、銘柄及び株数又は券面の総額」とあるのは「商品の種類及び数量」と読み替えるものとする。

（業務に関する帳簿書類）

託で信託契約により顧客の資産が保全されるもの（デリバティブ取引等に係るものとして他のものと区分して管理されているものに限る、第百四十三条の規定により管理されているものを除く。）

2
(略)

（顧客の有価証券を担保に供する場合等における書面による同意）
第百四十六条（略）

2 前項の規定にかかわらず、金融商品取引業者は、第百四十条第一項に規定する場合において、同項各号に掲げる要件のすべてを満たすときは、あらかじめ、顧客から法第四十三条の四第一項の規定による書面による同意（次に掲げる要件のすべてを満たすものに限る。）を包括的に得ることができる。

一～四（略）

3
(略)

（新設）

（業務に関する帳簿書類）

第百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者（第
一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。）
が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 一十 （略）

十一 保護預り有価証券等明細簿

十二 十七 （略）

2 （略）

（注文伝票）

第百五十八条 前条第一項第三号の注文伝票には、法第二条第八項第
一号から第四号までに掲げる行為（媒介若しくは代理又は同項第八
号に掲げる行為（当該行為に係る有価証券の買付けの申込み又は売
付けの期間を定めて行うものに限る。）に係るものを除く。）及び
商品関連市場デリバティブ取引に関し、次に掲げる事項を記載しな
ければならない。

一・二 （略）

三 取引の種類（次のイからチまでに掲げる取引にあつては、それ
ぞれイからチまでに定める事項を含む。以下この節において同じ
。）。

イ ホ （略）

ヘ 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（これに類似する外
国市場デリバティブ取引を含む。）同項第四号の二に掲げる
取引及び同条第二十二項第五号に掲げる取引 取引期間及び受

第百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者（第
一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。）
が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 一十 （略）

十一 保護預り有価証券明細簿

十二 十七 （略）

2 （略）

（注文伝票）

第百五十八条 前条第一項第三号の注文伝票には、法第二条第八項第
一号から第四号までに掲げる行為（媒介若しくは代理又は同項第八
号に掲げる行為（当該行為に係る有価証券の買付けの申込み又は売
付けの期間を定めて行うものに限る。）に係るものを除く。）に関
し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 （略）

三 取引の種類（次のイからチまでに掲げる取引にあつては、それ
ぞれイからチまでに定める事項を含む。以下この節において同じ
。）。

イ ホ （略）

ヘ 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（これに類似する外
国市場デリバティブ取引を含む。）及び同条第二十二項第五号
に掲げる取引 取引期間及び受渡年月日

渡年月日

ト・チ (略)

四 (略)

五 売付け又は買付け（次のイからホまでに掲げる取引にあつては、それぞれイからホまでに定めるもの。第百七十条及び第百七十一条を除き、以下この節において同じ。）の別

イゝハ (略)

ニ 法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引 顧客が相手方と取り決めた商品に係る金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の当事者となるもの

ホ (略)

六ゝ十 (略)

十一 約定価格（次のイからニまでに掲げる取引にあつては、それぞれイからニまでに定める事項。以下この節において同じ。）

イ・ロ (略)

ハ 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）同項第四号の二に掲げる取引及び同条第二十二項第五号に掲げる取引 約定した金融商品の利率等又は金融指標

ニ (略)

2・3 (略)

ト・チ (略)

四 (略)

五 売付け又は買付け（次のイからニまでに掲げる取引にあつては、それぞれイからニまでに定めるもの。第百七十条及び第百七十一条を除き、以下この節において同じ。）の別

イゝハ (略)

(新設)

ニ (略)

六ゝ十 (略)

十一 約定価格（次のイからニまでに掲げる取引にあつては、それぞれイからニまでに定める事項。以下この節において同じ。）

イ・ロ (略)

ハ 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）及び同条第二十二項第五号に掲げる取引 約定した金融商品の利率等又は金融指標

ニ (略)

2・3 (略)

(取引日記帳)

第五百五十九条 第五百七十七条第一項第四号の取引日記帳には、法第二
条第八項第一号から第五号（同条第二十七項第二号に該当するもの
を除く。）まで、第八号及び第九号に掲げる行為（媒介又は代理に
係るものを除く。）並びに商品関連市場デリバティブ取引に関し、
次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇十一 (略)

十二 法第二条第二十一項第四号及び第四号の二並びに第二十二項
第五号に掲げる取引については、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

十三 (略)

2・3 (略)

(保護預り有価証券等明細簿)

第百六十六条 第五百七十七条第一項第十一号の保護預り有価証券等明
細簿には、法第二条第八項第十六号に掲げる行為として顧客から預
託を受けた同条第一項各号に掲げる証券又は証書（商品関連業務を
行う場合にあつては、同条第八項第十六号に掲げる行為として顧客
から預託を受けた商品又は寄託された商品に関して発行された証券
若しくは証書を含む。）について次に掲げる事項を記載しなければ
ならない。

一〇七 (略)

2 前項の保護預り有価証券等明細簿は、次に掲げるところにより作

(取引日記帳)

第五百五十九条 第五百七十七条第一項第四号の取引日記帳には、法第二
条第八項第一号から第五号（同条第二十七項第二号に該当するもの
を除く。）まで、第八号及び第九号に掲げる行為（媒介又は代理に
係るものを除く。）に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇十一 (略)

十二 法第二条第二十一項第四号及び第二十二項第五号に掲げる取
引については、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

十三 (略)

2・3 (略)

(保護預り有価証券明細簿)

第百六十六条 第五百七十七条第一項第十一号の保護預り有価証券明細
簿には、法第二条第八項第十六号に掲げる行為として顧客から預託
を受けた同条第一項各号に掲げる証券又は証書について次に掲げる
事項を記載しなければならない。

一〇七 (略)

2 前項の保護預り有価証券明細簿は、次に掲げるところにより作成

成しなければならない。

一〇三 (略)

(トレーディング商品勘定元帳)

第百六十七条 第百五十七条第一項第十三号のトレーディング商品勘定元帳には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 先物取引(法第二条第二十一項第一号及び第二号に掲げる取引(これらに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。))をいう。以下この条において同じ。)及び先渡取引(同条第二十二項第一号及び第二号に掲げる取引をいう。以下この条において同じ。)に係るものについては、次に掲げる事項

イ・リ (略)

四 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引(これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。)、同項第四号の二に掲げる取引及び同条第二十二項第五号に掲げる取引に係るものについては、次に掲げる事項

イ・ホ (略)

へ 元本として定めた金額(法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引の場合を除く。)、又は商品について定めた数量(同号に掲げる取引の場合に限る。)

ト・チ (略)

リ 割引利率(法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引の場合

しなければならない。

一〇三 (略)

(トレーディング商品勘定元帳)

第百六十七条 第百五十七条第一項第十三号のトレーディング商品勘定元帳には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 先物取引(法第二条第二十一項第一号及び第二号に掲げる取引(これらに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。))をいう。以下この条において同じ。)及び先渡取引(法第二条第二十二項第一号及び第二号に掲げる取引をいう。以下この条において同じ。)に係るものについては、次に掲げる事項

イ・リ (略)

四 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引(これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。)、及び同条第二十二項第五号に掲げる取引に係るものについては、次に掲げる事項

イ・ホ (略)

へ 元本として定めた金額

ト・チ (略)

リ 割引利率

合を除く。)

五・六 (略)

2・3 (略)

(運用明細書)

第七十条 第五十七条第一項第十七号ハの運用明細書には、運用財産(投資信託及び投資法人に関する法律第三条第二号に規定する投資信託財産を除く。)の運用(運用を行う権限の全部又は一部の委託を受けた者の運用を含む。)に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

一三 (略)

四 売付け又は買付け(次のイからホまでに掲げる取引にあつては、それぞれイからホまでに定めるもの。次条において同じ。)の別

イハ (略)

ニ 法第二十一条第四号の二に掲げる取引 相手方と取り

決めた商品に係る金融指標が約定した期間に上昇した場合に金
銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の
当事者となるもの

ホ (略)

五八 (略)

2 (略)

五・六 (略)

2・3 (略)

(運用明細書)

第七十条 第五十七条第一項第十七号ハの運用明細書には、運用財産(投資信託及び投資法人に関する法律第三条第二号に規定する投資信託財産を除く。)の運用(運用を行う権限の全部又は一部の委託を受けた者の運用を含む。)に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

一三 (略)

四 売付け又は買付け(次のイからニまでに掲げる取引にあつては、それぞれイからニまでに定めるもの。次条において同じ。)の別

イハ (略)

(新設)

ニ (略)

五八 (略)

2 (略)

(説明書類の記載事項)

第七百七十四条 法第四十六条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 金融商品取引業者の管理の状況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 法第四十三条の二、第四十三条の二又は第四十三条の三の規定により管理される金銭、有価証券その他の財産の種類ごとの数量若しくは金額及び管理の状況

五 (略)

(金融商品取引責任準備金)

第七百七十五条 金融商品取引業者は、事業年度ごとに次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額を法第四十六条の五第一項の規定による金融商品取引責任準備金として積み立てなければならない。

一 次に掲げる金額の合計額

イ (略)

ロ 当該事業年度において受託等（有価証券等清算取次ぎの受託及び清算執行会員等として行うものを除き、有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎの受託を含む。以下この項及び第百八十九条第一項において同じ。）をした株式に係る法第二十一条第二号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。又及び次号又を除き、以下この条において同じ。）

(説明書類の記載事項)

第七百七十四条 法第四十六条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 金融商品取引業者の管理の状況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 法第四十三条の二又は第四十三条の三の規定により管理される金銭又は有価証券の種類ごとの数量若しくは金額及び管理の状況

五 (略)

(金融商品取引責任準備金)

第七百七十五条 金融商品取引業者は、事業年度ごとに次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額を法第四十六条の五第一項の規定による金融商品取引責任準備金として積み立てなければならない。

一 次に掲げる金額の合計額

イ (略)

ロ 当該事業年度において受託等（有価証券等清算取次ぎの受託及び清算執行会員等として行うものを除き、有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎの受託を含む。以下この項及び第百八十九条第一項において同じ。）をした株式に係る法第二十一条第二号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。以下この条において同じ。）の総取引契約金額の

）の総取引契約金額の万分の〇・〇〇六に相当する金額

ハ 当該事業年度において受託等をした株式に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。ル及び次号ルを除き、以下この条において同じ。）の対価の額の合計額の万分の〇・三に相当する金額

ニ 当該事業年度において受託等をした債券に係る法第二条第二十一項第一号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。リ及び次号リを除き、以下この条において同じ。）及び同項第二号に掲げる取引の総取引契約金額の万分の〇・〇〇一六に相当する金額

ホ （略）

ヘ 当該事業年度において受託等をした通貨に係る法第二条第二十一項第一号に掲げる取引（同項第三号に掲げる取引によって当事者の一方に付与された権利が行使されたときに成立する同項第一号に掲げる取引を含む。リ並びに次号へ及びリにおいて同じ。）の取引高を取引所（金融商品市場又は外国金融商品市場を開設する者をいう。以下この条において同じ。）が取引単位として定める金額（同項第三号に掲げる取引に係る同項第一号に掲げる取引の場合にあつては、当事者の一方に付与された権利が行使されたときに成立する取引の取引単位として取引所が定める金額。リ並びに次号へ及びリにおいて同じ。）に乘じて算出した金額の万分の〇・〇〇九六に相当する金額

ト 当該事業年度において受託等をした預金契約に基づく債権の

万分の〇・〇〇六に相当する金額

ハ 当該事業年度において受託等をした株式に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。以下この条において同じ。）の対価の額の合計額の万分の〇・三に相当する金額

ニ 当該事業年度において受託等をした債券に係る法第二条第二十一項第一号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。以下この条において同じ。）及び同項第二号に掲げる取引の総取引契約金額の万分の〇・〇〇一六に相当する金額

ホ （略）

ヘ 当該事業年度において受託等をした通貨に係る法第二条第二十一項第一号に掲げる取引（同項第三号に掲げる取引によって当事者の一方に付与された権利が行使されたときに成立する同項第一号に掲げる取引を含む。次号へにおいて同じ。）の取引高を取引所（金融商品市場又は外国金融商品市場を開設する者をいう。以下この条において同じ。）が取引単位として定める金額（同項第三号に掲げる取引に係る同項第一号に掲げる取引の場合にあつては、当事者の一方に付与された権利が行使されたときに成立する取引の取引単位として取引所が定める金額。次号へにおいて同じ。）に乘じて算出した金額の万分の〇・〇〇九六に相当する金額

ト 当該事業年度において受託等をした預金契約に基づく債権の

利率によって算出した金融指標に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（同項第三号に掲げる取引によって当事者の一方に付与された権利が行使されたときに成立する同項第二号に掲げる取引を含む。チ及びヌ並びに次号ト、チ及びヌにおいて同じ。）の取引高を取引所が取引単位として定める金額（同項第三号に掲げる取引に係る同項第二号に掲げる取引の場合にあつては、当事者の一方に付与された権利が行使されたときに成立する取引の取引単位として取引所が定める金額。チ及びヌ並びに次号ト、チ及びヌにおいて同じ。）に乘じて算出した金額の万分の〇・〇〇一二に相当する金額

チ
（略）

リ 当該事業年度において受託等をした商品に係る法第二条第二十一項第一号に掲げる取引の取引高を取引所が取引単位として定める金額に乘じて算出した金額の万分の〇・〇一に相当する金額

ヌ 当該事業年度において受託等をした商品に係る金融指標に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引の取引高を取引所が取引単位として定める金額に乘じて算出した金額の万分の〇・〇一に相当する金額

ル 当該事業年度において受託等をした商品に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引の対価の額の合計額の万分の〇・一に相当する金額

二 次のイからルまでに掲げる金額の合計額からヲに掲げる金額を

利率によって算出した金融指標に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（同項第三号に掲げる取引によって当事者の一方に付与された権利が行使されたときに成立する同項第二号に掲げる取引を含む。チ並びに次号ト及びチにおいて同じ。）の取引高を取引所が取引単位として定める金額（同項第三号に掲げる取引に係る同項第二号に掲げる取引の場合にあつては、当事者の一方に付与された権利が行使されたときに成立する取引の取引単位として取引所が定める金額。チ並びに次号ト及びチにおいて同じ。）に乘じて算出した金額の万分の〇・〇〇一二に相当する金額

チ
（略）

（新設）

（新設）

（新設）

二 次のイからチまでに掲げる金額の合計額からリに掲げる金額を

控除した金額	イゝチ (略)	リ 当該事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち受託等をした商品に係る法第二条第二十一項第一号に掲げる取引の取引高を取引所が取引単位として定める金額に乗じて算出した金額の最も高い事業年度における当該金額の万分の〇・六二五に相当する金額	ヌ 当該事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち受託等をした商品に係る金融指標に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引の取引高を取引所が取引単位として定める金額に乗じて算出した金額の最も高い事業年度における当該金額の万分の〇・六二五に相当する金額	ル 当該事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち受託等をした商品に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引の対価の額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額の万分の〇・六二五に相当する金額	ヲ (略)	2 法第四十六条の五第二項に規定する金融商品取引責任準備金を使用できる場合は、金融商品取引業者が、事業年度終了の日に既に積み立てられている金融商品取引責任準備金のうち前項第二号イからルまでに掲げる金額の合計額を超える部分に係る金額を取りくずす場合その他所管金融庁長官等の承認を受けた場合とする。
控除した金額	イゝチ (略)	(新設)	(新設)	(新設)	リ (略)	2 法第四十六条の五第二項に規定する金融商品取引責任準備金を使用できる場合は、金融商品取引業者が、事業年度終了の日に既に積み立てられている金融商品取引責任準備金のうち前項第二号イからチまでに掲げる金額の合計額を超える部分に係る金額を取りくずす場合その他所管金融庁長官等の承認を受けた場合とする。

(控除すべき固定資産等)

第一百七十七条 法第四十六条の六第一項に規定する固定資産その他の内閣府令で定めるものは、貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 流動資産のうち、次に掲げるもの

イ 預託金(顧客分別金信託、顧客区分管理信託、商品顧客区分管理信託、前条第一項第七号ロに掲げるものに係るもの及び商品先物取引法施行規則(平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号)第九十八条第一項第二号の規定による預託金を除く。)

ロ (略)

ハ 関係会社(連結会社を除く。)に対する短期貸付金(金融機関(銀行、協同組織金融機関又は令第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。以下ハにおいて同じ。)、信託会社又は金融商品取引業者へのコール資金の貸付け及び国内の金融機関又は金融商品取引業者が振り出した為替手形の購入に係るものを除く。)

ニ・ホ (略)

四〇六 (略)

2 (略)

3 前項各号の借入金が二以上の資産を担保にしている借入金である場合には、当該担保となっている全ての資産について評価額の比に

(控除すべき固定資産等)

第一百七十七条 法第四十六条の六第一項に規定する固定資産その他の内閣府令で定めるものは、貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 流動資産のうち、次に掲げるもの

イ 預託金(顧客分別金信託、顧客区分管理信託、前条第一項第七号ロに掲げるものに係るもの及び商品先物取引法施行規則(平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号)第九十八条第一項第二号の規定による預託金を除く。)

ロ (略)

ハ 関係会社(連結会社を除く。)に対する短期貸付金(金融機関(銀行、協同組織金融機関又は令第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。ハにおいて同じ。)、信託会社又は金融商品取引業者へのコール資金の貸付け及び国内の金融機関又は金融商品取引業者が振り出した為替手形の購入に係るものを除く。)

ニ・ホ (略)

四〇六 (略)

2 (略)

3 前項各号の借入金が二以上の資産を担保にしている借入金である場合には、当該担保となっているすべての資産について評価額の比により当該借入金を按分して第一項第一号の固定資産のみを担保に

より当該借入金を按分して第一項第一号の固定資産のみを担保にした借入金の額を算出しなければならない。

4ゝ8 (略)

(金融商品取引責任準備金)

第百八十九条 登録金融機関は、事業年度ごとに次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額を法第四十八条の三第一項の規定による金融商品取引責任準備金として積み立てなければならない。

一 次に掲げる金額の合計額

イ 当該事業年度において受託等をした債券に係る法第二条第二十一項第一号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。へ及び次号へを除き、以下この条において同じ。）及び同項第二号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。ト及び次号トを除き、以下この条において同じ。）の総取引契約金額の万分の〇・〇〇一六に相当する金額

ロ 当該事業年度において受託等をした債券に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。チ及び次号チを除き、以下この条において同じ。）の対価の額の合計額の万分の〇・三に相当する金額

ハ 当該事業年度において受託等をした通貨に係る法第二条第二十一項第一号に掲げる取引（同項第三号に掲げる取引によって当事者の一方に付与された権利が行使されたときに成立する同

した借入金の額を算出しなければならない。

4ゝ8 (略)

(金融商品取引責任準備金)

第百八十九条 登録金融機関は、事業年度ごとに次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額を法第四十八条の三第一項の規定による金融商品取引責任準備金として積み立てなければならない。

一 次に掲げる金額の合計額

イ 当該事業年度において受託等をした債券に係る法第二条第二十一項第一号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。以下この条において同じ。）及び同項第二号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。以下この条において同じ。）の総取引契約金額の万分の〇・〇〇一六に相当する金額

ロ 当該事業年度において受託等をした債券に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。以下この条において同じ。）の対価の額の合計額の万分の〇・三に相当する金額

ハ 当該事業年度において受託等をした通貨に係る法第二条第二十一項第一号に掲げる取引（同項第三号に掲げる取引によって当事者の一方に付与された権利が行使されたときに成立する同

項第一号に掲げる取引を含む。へ並びに次号ハ及びへにおいて同じ。）の取引高を取引所（金融商品市場又は外国金融商品市場を開設する者をいう。以下この条において同じ。）が取引単位として定める金額（同項第三号に掲げる取引に係る同項第一号に掲げる取引等の場合は当事者の一方に付与された権利が行使されたときに成立する取引の取引単位として取引所が定める金額。へ並びに次号ハ及びへにおいて同じ。）に乗じて算出した金額の万分の〇・〇〇九六に相当する金額

二 当該事業年度において受託等をした預金契約に基づく債権の利率によって算出した金融指標に係る法第二十一条第二号に掲げる取引等（同項第三号に掲げる取引によって当事者の一方に付与された権利が行使されたときに成立する同項第二号に掲げる取引を含む。ホ及びト並びに次号ニ、ホ及びトにおいて同じ。）の取引高を取引所が取引単位として定める金額（同項第三号に掲げる取引に係る同項第二号に掲げる取引等の場合は当事者の一方に付与された権利が行使されたときに成立する取引の取引単位として取引所が定める金額。ホ及びト並びに次号ニ、ホ及びトにおいて同じ。）に乗じて算出した金額の万分の〇・〇〇一二に相当する金額

ホ
（略）

へ 当該事業年度において受託等をした商品に係る法第二十一条第二十一項第一号に掲げる取引の取引高を取引所が取引単位として定める金額に乗じて算出した金額の万分の〇・〇〇一に相当する

項第一号に掲げる取引を含む。次号ハにおいて同じ。）の取引高を取引所（金融商品市場又は外国金融商品市場を開設する者をいう。以下この条において同じ。）が取引単位として定める金額（同項第三号に掲げる取引に係る同項第一号に掲げる取引等の場合は当事者の一方に付与された権利が行使されたときに成立する取引の取引単位として取引所が定める金額。次号ハにおいて同じ。）に乗じて算出した金額の万分の〇・〇〇九六に相当する金額

二 当該事業年度において受託等をした預金契約に基づく債権の利率によって算出した金融指標に係る法第二十一条第二号に掲げる取引等（同項第三号に掲げる取引によって当事者の一方に付与された権利が行使されたときに成立する同項第二号に掲げる取引を含む。ホ並びに次号ニ及びホにおいて同じ。）の取引高を取引所が取引単位として定める金額（同項第三号に掲げる取引に係る同項第二号に掲げる取引等の場合は当事者の一方に付与された権利が行使されたときに成立する取引の取引単位として取引所が定める金額。ホ並びに次号ニ及びホにおいて同じ。）に乗じて算出した金額の万分の〇・〇〇一二に相当する金額

ホ
（略）

（新設）

金額	ト 当該事業年度において受託等をした商品に係る金融指標に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引の取引高を取引所が取引単位として定める金額に乗じて算出した金額の万分の〇・〇一に相当する金額	(新設)
チ 当該事業年度において受託等をした商品に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引の対価の額の合計額の万分の〇・一に相当する金額	二 次のイからチまでに掲げる金額の合計額からリに掲げる金額を控除した金額	(新設)
イ、ホ (略)	ヘ 当該事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち受託等をした商品に係る法第二条第二十一項第一号に掲げる取引の取引高を取引所が取引単位として定める金額に乗じて算出した金額の最も高い事業年度における当該金額の万分の〇・六二五に相当する金額	イ、ホ (略) (新設)
ト	ト 当該事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち受託等をした商品に係る金融指標に係る法第二条第二十一項第二号に掲げる取引の取引高を取引所が取引単位として定める金額に乗じて算出した金額の最も高い事業年度における当該金額の万分の〇・六二五に相当する金額	(新設)
チ	チ 当該事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち受託等をした商品に係る法第二条第二十一	(新設)

項第三号に掲げる取引の対価の額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額の万分の〇・六二五に相当する金額

リ
(略)

2 法第四十八条の三第二項に規定する金融商品取引責任準備金を使用できる場合は、登録金融機関が、事業年度終了の日に既に積み立てられている金融商品取引責任準備金のうち前項第二号イからホまでに掲げる金額の合計額を超える部分に係る金額を取りくずす場合その他所管金融庁長官等の承認を受けた場合とする。

(経営の健全性の状況を記載した書面の届出等)

第二百八条の二十八 法第五十七条の十七第二項の規定による届出は、毎四半期経過後百十日以内（外国会社である最終指定親会社は、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期経過後百十日以内に経営の健全性の状況（同項に規定する経営の健全性の状況をいう。以下この款において同じ。）を記載した書面を届け出ることができないと認められる場合には、金融庁長官の承認を受けた期間内）に、第百八十条の規定に準じて記載した書面（金融庁長官が定める場合にあつては、金融庁長官が定めるところにより記載した書面。第二百八条の三十において同じ。）を金融庁長官に提出してしなければならない。

2・3 (略)

4 金融庁長官は、第二項の承認の申請があつた場合において、当該最終指定親会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理

へ
(略)

2 法第四十八条の三第二項に規定する金融商品取引責任準備金を使用できる場合は、登録金融機関が、事業年度終了の日に既に積み立てられている金融商品取引責任準備金のうち前項第二号イからホまでに掲げる金額の合計額を超える部分に係る金額を取りくずす場合その他所管金融庁長官等の承認を受けた場合とする。

(経営の健全性の状況を記載した書面の届出等)

第二百八条の二十八 法第五十七条の十七第二項の規定による届出は、毎四半期経過後五十日以内（外国会社である最終指定親会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期経過後五十日以内に経営の健全性の状況（同項に規定する経営の健全性の状況をいう。以下この款において同じ。）を記載した書面を届け出ることができないと認められる場合には、金融庁長官の承認を受けた期間内）に、第百八十条の規定に準じて記載した書面（金融庁長官が定める場合にあつては、金融庁長官が定めるところにより記載した書面。第二百八条の三十において同じ。）を金融庁長官に提出してなければならない。

2・3 (略)

4 金融庁長官は、第二項の承認の申請があつた場合において、当該最終指定親会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理

由により、四半期経過後百十日以内に経営の健全性の状況を記載した書面を届け出ることができないと認められるときは、当該承認を受けようとする期間の初日の属する四半期の直前四半期から当該申請に係る同項第三号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属する四半期の直前四半期までの四半期に係る当該書面について、第一項の承認をするものとする。

5 金融庁長官は、前項の最終指定親会社が毎四半期経過後百十日以内に次に掲げる事項（第二号に掲げる事項にあつては、第二項第三号の理由が当該最終指定親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合に限る。）を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として、第一項の承認をするものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一・二 （略）

（事故）

第二百七十六条 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、有価証券売買取引等（同条第一項第一号に規定する有価証券売買取引等をいう。以下この条において同じ。）につき、金融商品仲介業者又はその代表者等が

由により、四半期経過後五十日以内に経営の健全性の状況を記載した書面を届け出ることができないと認められるときは、当該申請のあった日の属する四半期（その日が四半期開始後五十日以内（直前四半期に係る当該書面の届出に関して当該承認を受けている場合にあっては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあっては、その直前四半期）から当該申請に係る同項第三号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属する四半期の直前四半期までの四半期に係る当該書面について、第一項の承認をするものとする。

5 金融庁長官は、前項の最終指定親会社が毎四半期経過後五十日以内に次に掲げる事項（第二号に掲げる事項にあつては、第二項第三号の理由が当該最終指定親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合に限る。）を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として、第一項の承認をするものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一・二 （略）

（事故）

第二百七十六条 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、有価証券売買取引等（同条第一項第一号に規定する有価証券売買取引等をいう。以下この条において同じ。）につき、金融商品仲介業者又はその代表者等が

、当該金融商品仲介業者の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとする。

一 (略)

二 次に掲げるものについて顧客を誤認させるような勧誘をするものと。

イ・ロ (略)

ハ 金融商品の価格若しくはオプションの対価の額の騰貴若しくは下落、法第二十一条第二号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）の約定数値若しくは現実数値の上昇若しくは低下、同項第四号若しくは第四号の二に掲げる取引の当該取引に係る金融指標の上昇若しくは低下若しくは金融商品の価格の騰貴若しくは下落又は同項第五号に掲げる取引の同号イ若しくはロに掲げる事由の発生の有無

三〇五 (略)

（業務に関する帳簿書類の記載事項等）

第二百八十三条 前条第一項第一号の金融商品仲介補助簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 取引の種類（次のイからチまでに掲げる取引にあつては、それぞれイからチまでに定める事項を含む。）

イ・ホ (略)

へ 法第二十一条第四号に掲げる取引（これに類似する外

、当該金融商品仲介業者の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとする。

一 (略)

二 次に掲げるものについて顧客を誤認させるような勧誘をするものと。

イ・ロ (略)

ハ 金融商品の価格若しくはオプションの対価の額の騰貴若しくは下落、法第二十一条第二号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）の約定数値若しくは現実数値の上昇若しくは低下、同項第四号に掲げる取引の当該取引に係る金融指標の上昇若しくは低下若しくは金融商品の価格の騰貴若しくは下落又は同項第五号に掲げる取引の同項第五号イ若しくはロに掲げる事由の発生の有無

三〇五 (略)

（業務に関する帳簿書類の記載事項等）

第二百八十三条 前条第一項第一号の金融商品仲介補助簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 取引の種類（次のイからチまでに掲げる取引にあつては、それぞれイからチまでに定める事項を含む。）

イ・ホ (略)

へ 法第二十一条第四号に掲げる取引（これに類似する外

国市場デリバティブ取引を含む。) 及び同項第四号の二に掲げる取引 取引期間及び受渡年月日 ト・チ (略) 四 (略) 五 売付け又は買付け(次のイからホまでに掲げる取引にあつては、それぞれイからホまでに定めるもの。第三項第一号において同じ。)の別 イゝハ (略) ニ 法第二十一条第四号の二に掲げる取引 顧客が相手方と取り決めた商品に係る金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又は金銭を受領する立場の当事者となるもの ホ (略) 六ゝ十 (略) 十一 約定価格(次のイからニまでに掲げる取引にあつては、それぞれイからニまでに定める事項) イ・ロ (略) ハ 法第二十一条第四号に掲げる取引(これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。) 及び同項第四号の二に掲げる取引 約定した金融商品の利率又は金融指標 ニ (略) 2ゝ4 (略)	国市場デリバティブ取引を含む。) 取引期間及び受渡年月日 ト・チ (略) 四 (略) 五 売付け又は買付け(次のイからニまでに掲げる取引にあつては、それぞれイからニまでに定めるもの。第三項第一号において同じ。)の別 イゝハ (略) (新設) ニ (略) 六ゝ十 (略) 十一 約定価格(次のイからニまでに掲げる取引にあつては、それぞれイからニまでに定める事項) イ・ロ (略) ハ 法第二十一条第四号に掲げる取引(これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。) 約定した金融商品の利率又は金融指標 ニ (略) 2ゝ4 (略)
---	--

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年三月十一日）から施行する。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う区分管理に係る経過措置）

第二条 特定会員（改正法附則第四条第一項に規定する特定会員をいう。以下同じ。）が改正法第二条の規定による改正後の金融商品取引法（以下「新金融商品取引法」という。）第四十三条の二の二の規定に基づき財産を管理する場合においては、第一条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「新金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）第四百四十二条の三から第四百四十二条の五までの規定にかかわらず、次に掲げる措置（以下この条において「財産管理措置」という。）を講じることにより財産を管理することができる。

一 信託会社又は信託業務を営む金融機関に信託する契約（以下この条において「信託契約」という。）を締結すること（次に掲げる要件を満たすものに限る。）。

イ 信託契約は、特定会員を委託者とし、信託会社又は信託業務を営む金融機関を受託者とし、かつ、当該特定会員の行う対象商品デリバティブ取引関連取引（新金融商品取引法第四十三条の二の二に規定する対象商品デリバティブ取引関連取引をいう。以下この条において同じ。）に係る顧客を元本の受益者とすること。

ロ 信託契約において、当該特定会員の役職員のうちから指定された者（特定会員が財産管理措置として信託契約を複数締結する場合には、これらの信託契約に係る受益者代理人を同一の者とする。）及び特定委託者保護基金（改正法附則第四条第一項に規定する特定委託者保護基金をいい、当該特定会員が会員として加入しているものに限る。以下この項において同じ。）を受益者代理人とすること。

ハ ロの規定にかかわらず、特定会員が通知金融商品取引業者（新金融商品取引法第七十九条の五十四に規定する通知金融商品取引業者をいう。以下この項において同じ。）に該当することとなった場合には、特定委託者保護基金が特に認める場合を除き、当該特定委託者保護基金のみを受益者代理人とすること。

ニ 信託財産の運用を次のいずれかの方法に限る金銭信託とすること。ただし、金融機関の信託業務の

兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補填の契約をした金銭信託とする場合は、この限りでない。

- (1) 国債その他金融庁長官の指定する有価証券の保有
- (2) 金融庁長官の指定する銀行その他の金融機関への預金
- (3) その他金融庁長官の定める方法

ホ 信託財産の元本の評価額は、当該信託の元本金額とすること。

ヘ 信託契約の解約又は一部の解約は、次に掲げる場合において、あらかじめ受益者代理人である特定委託者保護基金の承認を受けたときでなければ、行つてはならないものとする。

- (1) 信託財産の元本の評価額が信託必要額（保全対象財産の額から他の財産管理措置を講じている額を控除した額をいう。）を超過する場合に、当該超過額に相当する金額の範囲内で信託契約の解約又は一部の解約を行おうとする場合

- (2) 他の財産管理措置に変更するために信託契約の解約又は一部の解約を行おうとする場合
- (3) 顧客の計算による商品関連市場デリバティブ取引（新金融商品取引法第二条第八項一号に規定

する商品関連市場デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）についての取引証拠金として金融商品取引所（新金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下この条において同じ。）又は金融商品取引清算機関（新金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関をいう。以下この条において同じ。）に預託するために信託契約の解約又は一部の解約を行おうとする場合

(4) 顧客の計算による商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品取引所又は金融商品取引清算機関への取引差損金又は受渡し決済代金の支払いを行うために信託契約の解約又は一部の解約を行う場合

(5) 顧客から預託を受けた又は顧客の計算に属する金銭、有価証券その他のものを当該顧客に支払うために信託契約の解約又は一部の解約を行おうとする場合

(6) 手数料の徴収その他受託に係る特定会員の顧客に対する権利の実行のために信託契約の解約又は一部の解約を行おうとする場合

ト 信託契約の変更は、あらかじめ受益者代理人である特定委託者保護基金の承認を受けたときでなけ

れば、行つてはならないものとする。

チ 信託契約に係る元本の受益権の行使は、特定会員が通知金融商品取引業者に該当することとなつた場合その他特定委託者保護基金が新金融商品取引法第四十三条の二の二の規定に基づき管理すべき財産の返還に係る債務（以下この項において「特定債務」という。）の円滑な弁済のために必要と判断した場合に、当該特定委託者保護基金が全ての顧客について一括して行使するものであること。

リ 信託契約に係る元本の受益権が特定委託者保護基金により全ての顧客について一括して行使された場合には、当該信託契約を終了することができるものであること。

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、特定委託者保護基金の業務規程（特定業務（改正法附則第四条第一項に規定する特定業務をいう。以下この項において同じ。）に関する部分に限る。）で定める要件

二 特定委託者保護基金に預託する契約を締結すること（次に掲げる要件を満たすものに限る。）。

イ 特定委託者保護基金に預託された財産（以下この号において「預託財産」という。）のうち有価証券の価額は、時価によるものとする。

ロ 預託財産の払出しを行える場合は、ハに規定する場合を除き、次に掲げる場合とすること。

(1) 預託財産の評価額が預託必要額（保全対象財産の額から他の財産管理措置を講じている額を控除した額をいう。）を超過する場合に、当該超過額に相当する金額の範囲内で預託財産の払出しを行おうとする場合

(2) 他の財産管理措置に変更するために預託財産の払出しを行おうとする場合

(3) 顧客の計算による商品関連市場デリバティブ取引についての取引証拠金として金融商品取引所又は金融商品取引清算機関に預託するために預託財産の払出しを行おうとする場合

(4) 顧客の計算による商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品取引所又は金融商品取引清算機関への取引差損金又は受渡し決済代金の支払いを行うために預託財産の払出しを行おうとする場合

(5) 顧客から預託を受けた又は顧客の計算に属する金銭、有価証券その他のものを当該顧客に支払うために預託財産の払出しを行おうとする場合

(6) 手数料の徴収その他受託に係る特定会員の顧客に対する権利の実行のために預託財産の払出しを行おうとする場合

ハ 特定会員が通知金融商品取引業者に該当することとなった場合その他特定委託者保護基金が特定債務の円滑な弁済のために必要と判断した場合に、当該特定委託者保護基金が当該特定会員に代わって行う当該特定会員の特定債務の弁済（以下この項において「代位弁済」という。）に当該預託財産を充てることができること。

ニ ハの場合において、当該特定会員は、特定委託者保護基金が代位弁済に充てた後の当該預託財産の残余についてのみ払出しを行うことができること。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、特定委託者保護基金の業務規程（特定業務に関する部分に限る。）で定める要件

三 金融機関に対し、特定債務の弁済に必要な額の全部又は一部を特定委託者保護基金に支払うことを委託する契約（以下この項において「保証委託契約」という。）を締結すること（次に掲げる要件を満たすものに限る。）。

イ 次に掲げる金融機関に対して委託するものであること。

(1) 銀行

(2) 株式会社商工組合中央金庫

(3) 信用協同組合

(4) 信用金庫

(5) 農林中央金庫

(6) 業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合及び農業協同組合連合会

(7) 信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十一条第二項の規定に基づき、債務の

保証に関する業務を行うことについて内閣総理大臣の承認を受けた者に限る。）

(8) 保険会社

ロ 保証委託契約の解約又は変更は、あらかじめ特定委託者保護基金の承認を受けたときでなければ、行つてはならないものとする。

ハ あらかじめ、イに掲げる金融機関が保証委託契約に基づき特定委託者保護基金に支払うべき額の限度額（以下この号において「支払保証限度額」という。）を定めること。

ニ 特定会員が通知金融商品取引業者に該当することとなった場合その他特定委託者保護基金が特定債

務の円滑な弁済のために必要と判断した場合に、当該特定委託者保護基金は、保証委託契約を締結したイに掲げる金融機関に対し、支払保証限度額を限度として、当該特定債務の弁済に必要と認められる額を当該特定委託者保護基金に対して支払うことを指示することができること。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、特定委託者保護基金の業務規程（特定業務に関する部分に限る。）で定める要件

四 前二号に掲げる措置のほか、特定委託者保護基金に対し、特定会員の特定債務の全部又は一部を当該特定会員に代わって弁済することを委託する契約（以下この号において「代位弁済委託契約」という。）を締結すること（次に掲げる要件を満たすものに限る。）。

イ 代位弁済委託契約の解約又は変更は、あらかじめ特定委託者保護基金の承認を受けたときでなければ、行ってはならないものとする。

ロ あらかじめ、特定委託者保護基金が当該特定会員に代わってその特定債務の代位弁済を行うべき額の限度額（以下この号において「代位弁済限度額」という。）を定めること。

ハ 特定会員が通知金融商品取引業者に該当することとなった場合その他特定委託者保護基金が特定債

務の円滑な弁済のために必要と判断した場合に、当該特定委託者保護基金は、代位弁済限度額を限度として、当該特定会員に代わって当該特定債務を弁済するものであること。

ニ イからハまでに掲げるもののほか、特定委託者保護基金の業務規程（特定業務に関する部分に限る。）で定める要件

2 特定会員は、前項各号に掲げる契約を締結し、又は変更したときは、遅滞なく、契約書の写しを金融庁長官に提出しなければならない。ただし、信託契約を変更した場合にあつては、当該信託契約を締結した信託会社又は信託業務を営む金融機関が発行する残高証明書を添付するものとする。

3 特定会員は、第一項各号に掲げる契約を解約しようとするときは、その三十日前にその旨を金融庁長官に届け出なければならない。

4 第一項第一号へ(1)及び第二号ロ(1)に規定する保全対象財産とは、特定会員が廃止その他の理由により金融商品取引業を行わないこととなる場合に顧客に返還すべき新金融商品取引法第四十三条の二の二に規定する財産の額を当該顧客ごとに算定した額として、対象商品デリバティブ関連取引に関して顧客から預託を受けた金銭、有価証券その他の財産又は顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産の額から次の

各号に掲げる額の合計額を控除した額に相当する財産をいう。

一 特定会員が顧客に対して有する債権（新金融商品取引法第四十三条の二の二の規定に基づき管理すべき財産（当該顧客の計算による商品関連市場デリバティブ取引を決済した場合に当該顧客に生ずることとなる利益の額に相当する金銭を除く。）の返還に係る債務と相殺することができものに限る。）の額

二 新金融商品取引法第百十九条第一項の規定に基づき金融商品取引所又は金融商品取引清算機関に預託された取引証拠金の額（第四条の規定による改正後の金融商品取引所等に関する内閣府令（次号において「新金融商品取引所等に関する内閣府令」という。）第一条第三項第二号に規定する委託者又は同項第三号に規定する申込者（次号において「申込者」という。）が返還請求権を有するものに限る。）

三 次に掲げる者に該当するときは、それぞれ次に定める額

イ 新金融商品取引法第百十九条第二項の規定に基づき申込者から取次証拠金の預託を受け、同条第三項の規定に基づき会員等（新金融商品取引法第八十一条第一項第三号に規定する会員等をいう。）に委託証拠金を預託した取次者（新金融商品取引所等に関する内閣府令第一条第三項第一号に規定する

取次者をいう。ロにおいて同じ。） 当該委託証拠金の額（当該取次者が預託を受けた当該取次証拠金の額の範囲内に限る。）

ロ 新金融商品取引法第百十九条第三項の規定に基づき委託証拠金を預託する申込者から商品関連市場デリバティブ取引の委託の取次ぎを受託した取次者 当該委託証拠金の額

四 顧客の計算による商品関連市場デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生じることとなる損失の額

五 顧客の計算による商品関連市場デリバティブ取引に係る受渡しの決済のために金融商品取引所又は金融商品取引清算機関に預託されている金銭、有価証券その他の財産の額

5 前項に規定する保全対象財産の算定において、有価証券その他の金銭以外の財産の価額は、時価（倉荷証券にあつては、当該倉荷証券によつて保管を証せられている物品の時価）によるものとする。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う金融商品取引責任準備金に係る経過措置）

第三条 この府令の施行の際現に改正法第四条の規定による改正前の商品先物取引法（昭和二十五年法律第百二十九号）第百九十条の許可を受けている者であつて、新金融商品取引法第二十九条の登録又は新金融商品取引法第三十一条第四項の変更登録（新金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商

品取引業のうち同項第一号の二及び第五号に掲げる行為に係る業務のみを行うためのものに限る。）を受けた者（以下この条において「特定金融商品取引業者」という。）については、当該登録又は変更登録を行った日の属する事業年度においては、新金融商品取引業等に関する内閣府令第百七十五条の規定は適用しないことができる。この場合において、特定金融商品取引業者は、商品先物取引法施行規則（平成十七年 農林水産省 令第三号）第百十一条第一項各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額を新金融商品取引法 経済産業省

第四十六条の五第一項に規定する金融商品取引責任準備金として積み立てなければならない。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う自己資本規制比率に係る経過措置）

第四条 この府令の施行の際現に改正法第四条の規定による改正前の商品先物取引法第百九十条の許可を受けている者が新金融商品取引法第二十九条の登録又は新金融商品取引法第三十一条第四項の変更登録（新金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業のうち同項第一号の二及び第五号に掲げる行為に係る業務のみを行うためのものに限る。）を受けようとする場合又はこれらの登録若しくは変更登録を受けた場合における新金融商品取引業等に関する内閣府令第百七十七条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字

句とする。

第一号		
一 固定資産（その他有価証券のうち、次に掲げるものを除く。） イ 金融商品取引所（これに類似するもので外国に所在するものを含む。）に上場されている有価証券 ロ 法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿（これに類似するもので外国に備えられるものを含む。）に登録されている有価証券 ハ 国債証券	一 固定資産のうち、次に掲げるもの イ 無形固定資産 ロ 長期未収債権 ハ 長期貸付金 ニ 長期前払費用 ホ 繰延税金資産（固定資産に属する資産に関連するものに限る。）	

イ 預託金（顧客分別金信託、顧

客区分管理信託、商品顧客区分

管理信託、前条第一項第七号ロ

に掲げるものに係るもの及び商

品先物取引法施行規則（平成十

七年 農林水産省 令第三号）第九

十八条第一項第二号の規定によ

る預託金を除く。）

ロ 顧客への立替金（期間が二週

間未満のものを除く。）

ハ 関係会社（連結会社を除く。

）に対する短期貸付金（金融機

関（銀行、協同組織金融機関又

イ 顧客に対して有する債権（期間が二週間

未満のものを除く。）が商品関連市場デリ

バティブ取引に関し、当該顧客から預託を

受けた金銭、有価証券その他の財産及び当

該顧客の計算に属する金銭（当該顧客の計

算による取引であつて決済を結了していな

いものに係る差益金に相当する金銭を除く

。））、有価証券その他の財産の合計額を超

える場合における当該超える部分の額

ロ 関係会社（連結会社を除く。）に対する

短期貸付金（金融機関（銀行、協同組織金

融機関又は令第一条の九各号に掲げる金融

機関をいう。以下ロにおいて同じ。））、信

	第四号
は令第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。以下ハにおいて同じ。）、信託会社又は金融商品取引業者へのコール資金の貸付け及び国内の金融機関又は金融商品取引業者が振り出した為替手形の購入に係るものを除く。） ニ 前払金 ホ 前払費用	保有する有価証券（信託財産をもつて保有する有価証券を含む。）のうち、次に掲げるもの（第一号に掲げるもの
託会社又は金融商品取引業者へのコール資金の貸付け及び国内の金融機関又は金融商品取引業者が振り出した為替手形の購入に係るものを除く。） ハ 前払金 ニ 前払費用	保有する有価証券（信託財産をもつて保有する有価証券を含む。）のうち、次に掲げるもの（金融商品取引所（これに類似するもので外国に所在す

	を除く。）
	るものを含む。）に上場されている有価証券及び 法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有 価証券登録原簿（これに類似するもので外国に備 えられるものを含む。）に登録されている有価証 券並びに国債証券を除く。）